

地域で子どもたちを見守りましょう ～子どもへの声掛け・見守りを願います～

青少年育成秩父市民会議では、74の青少年育成団体が、「あいさつ運動」や各団体の活動を通して、青少年健全育成に取り組んでいます。

全国各地で子どもが重大な犯罪に巻き込まれてしまう悲惨な事件が増えています。地域の大人たちの力でこのような事件から子どもたちを守りましょう。

○子どもたちの登下校時に「おはよう」「おかえり」などの声掛けをしましょう。

○子どもと「行き先を家族に伝える」「帰宅時間を守る」などの約束をしましょう。

また、埼玉県青少年健全育成条例では、次のことに努めるよう定められています。

○保護者等は23時から4時までの時間帯に青少年を外出させない。

○深夜営業の店舗等は、その時間帯に施設内・敷地内にいる青少年に帰宅を促す。

すでに市民の皆さんには、見守り隊や防犯パトロールなどでご尽力いただいておりますが、なお一層のご協力をお願いします。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が発行されます

国民年金保険料は、全額が所得税および住民税の社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。

このため、令和7年1月1日から令和7年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方へ、日本年金機構本部から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が10月下旬から11月上旬にかけて順次送付されます。年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書（または領収証書）を添付してください。

また、10月1日から12月31日までの間に、今年はいじめて国民年金保険料を納付された方については、翌年2月上旬に送付されます。

なお、ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付の上、申告してください。

☎ねんきん加入者ダイヤル

☎0570-003-004

（ナビダイヤル）

秩父年金事務所 ☎27-6560



11月は埼玉県の「いじめ撲滅強調月間」です。いじめ、絶対ダメ。

いじめは重大な人権侵害であり、決して許されることではありません。

いじめを受けていたり、いじめに気が付いたりしたら、一人で悩まずに相談・通報してください。大人の方もそのような心配があったらご相談ください。

○彩の国よりそうみんなの電話・メール教育相談
電話相談窓口（毎日24時間対応）

18歳以下の子どもの専用（無料）

☎#7300、または☎0120-86-3192

保護者専用

☎048-556-0874

メール相談（平日の9時から17時）

✉soudan@spec.ed.jp

○子どもスマイルネット（毎日（祝日・年末年始を除く）10時30分～18時）

※いじめなど、子どもの権利侵害に関する悩みは、埼玉県子どもの権利擁護委員会が力になります。（面接相談は予約制）

☎048-822-7007

☎生涯学習課 ☎22-0420



「吉田よいとこ祭」開催！

郷土芸能の披露やステージショーなど、地域主体の子どもから大人まで楽しめる祭りを開催します。大勢の方のご来場をお待ちしています。

とき 11月23日（日・祝）10時～15時ごろ

ところ やまなみ会館周辺

内容 吉田の味や特産品を集めた各種出店、移動動物園、アキラ100%・スクールゾーンによるステージショーなど

☎吉田よいとこ祭実行委員会（吉田総合支所地域振興課） ☎72-6083

マイナンバーカードを利用した証明書のコンビニ交付サービスを休止します

住民記録システムの標準化に伴い、下記の期間でコンビニ交付サービスを休止します。

休止期間中に各種証明書が必要な場合は、市民課、市民税課または各総合支所市民福祉課の窓口をご利用ください。

休止対象の証明書 住民票の写し、印鑑登録証明書、所得課税証明書

休止期間 12月5日（金）から17日（水）まで

※休止期間は変更となる場合があります。

☎市民課 ☎22-5348

市民税課 ☎22-2209



マイナンバー



秩父地域アフターイベント 「秩父の森ジャンボリー」開催！

ミューズパーク内「メープルベース」で行われるイベント「秩父の森ジャンボリー」にあわせ、今年5月25日にミューズパークを主会場に開催された「第75回全国植樹祭」の秩父地域アフターイベントを開催します。ぜひご来場ください。

と き 11月22日(土)10時～15時

と ころ メープルベース芝生エリア

※お車の方はミューズパークP3駐車場をご利用ください。

入場料 無料

イベント内容

- ・木のおもちゃ各種で楽しめるプレイエリア
- ・コカリナ演奏、紙芝居、絵本の読み聞かせなどのミニステージ
- ・「メープルクイズ」でプレゼントをゲット！
- ・カエデのワークショップ 他

※ポテくまくん、ぶめるちゃんも登場します！

全国植樹祭コーナー

●秩父産木材製オリジナル鉢カバー&イロハモミジ苗木の頒布

緑の募金に1,000円以上ご協力いただいた方に進呈します。



●木のガチャガチャ体験

ポテくまくん&ぶめるちゃん木製バッジなどが当たるかも!?

●全国植樹祭パネル展示 他

主 催 メープルベースクラブ

共 催 第75回全国植樹祭秩父地域推進協議会

問 全国植樹祭準備室 ☎ 22-2816



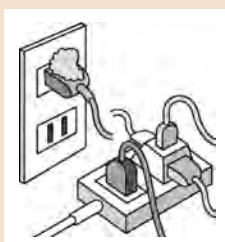
消費生活センターからのお知らせ

**配線器具 その使い方、間違っていないですか？
正しく使って安全に！**

- ・ どのご家庭でもよく使われている配線器具（延長コード、テールタップなど）ですが、誤った使い方をすると思いがけない事故につながる可能性があります。
- ・ 配線器具が定める定格消費電力（電化製品が安全に運転できる最大の電力）を超えて使っていませんか？
- ・ 一つのテールタップで炊飯器やオーブンレンジなど消費電力の大きな複数の電気製品を同時に使用していませんか？
- ・ 電源コードをねじ曲げたり、踏みつけたりしていませんか？
- ・ テールタップに電源プラグはしっかり差し込まれていますか？
- ・ 異臭がする、変色しているところはありませんか？
- ・ 配線器具には寿命があることを知っていますか？

消費者の皆さんへのアドバイス

- ・ 配線器具には使用可能な消費電力（定格消費電力）が定められており、それを超えて使用すると火災につながる恐れがあります。
- ・ 炊飯器など消費電力の大きな電気製品の中には、延長コードなどの使用を禁止している製品もあります。接続する電気製品の取扱説明書を必ず確認しましょう。
- ・ 電源コードをねじ曲げる、踏みつけるなど、外部からの大きな力が加わる使い方をすると、電源コードが損傷して異常発熱や発火の原因となります。
- ・ 電源プラグを長期間差し込んだままにすると、コンセントとの間にほこりや水分が付着して発火する恐れがあります。定期的に掃除しましょう。
- ・ 延長コードやテールタップなどの配線器具には寿命があります。異臭や変色がないか定期的に確認し、古くなったら交換をするようにしましょう。



出典：消費者庁イラスト集より

秩父市消費生活センター
毎週月～金曜日（祝日はお休み）
9時～12時、13時～16時
☎ 25-5200

皆さんのご意見をお寄せください！ ～秩父市パブリックコメント手続き～

①「第3次秩父市総合振興計画 (令和8年度～令和15年度)」

平成28年に策定された「第2次秩父市総合振興計画」が今年度で計画期間を終えることから、新たに第3次計画の策定を行います。

②「秩父市まちづくり基本条例」

平成17年に策定（平成22年度改正）した「秩父市まちづくり基本条例」の見直しを行います。

③「秩父市教育大綱 (令和8年度～令和11年度)」

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものです。現在の教育大綱が今年度で計画期間を終えることから、新たに策定を行います。

④「秩父市過疎地域持続的発展計画 (令和8年度～令和12年度)」

過疎地域の現状、その対策および事業計画を定めた「秩父市過疎地域持続的発展計画（令和3年度～令和7年度）」が計画期間を終えることから、次期計画の策定を行います。



公表および意見募集期間

①・②・③ 11月10日(月)～12月15日(月)

④ 11月10日(月)～12月10日(水)

公表方法

- ・市HPへの掲載
- ・総合政策課、各総合支所市民福祉課での閲覧

意見の提出方法

- ・総合政策課、各総合支所市民福祉課窓口へ文書で提出
- ・総合政策課へ郵送（〒368-8686 熊木町8-15）、
FAX、☐で提出
- ・何でも投書箱へ投函

☎総合政策課 ☎22-2823 FAX 24-7272

☐seisaku@city.chichibu.lg.jp

第7回市長タウンミーティング

と き 11月22日(土)15時～(14時30分開場)

ところ 市役所本庁舎3階庁議室

テーマ 公共交通対策

☎不要。詳細はHPをご覧ください。

☎広報広聴課 ☎22-2505



⑤「秩父市公共施設等総合管理計画」

⑥「秩父市個別施設計画」

公共施設の課題解決に向け、総合管理計画、個別施設計画の改訂を行います。改訂にあたりパブリックコメントを実施します。

公表および意見募集期間

⑤・⑥ 11月4日(火)～12月5日(金)

公表方法

- ・市HPへの掲載
- ・FM推進課、各総合支所市民福祉課での閲覧

意見の提出方法

- ・FM推進課、各総合支所市民福祉課窓口へ文書で提出
- ・FM推進課へ郵送（〒368-8686 熊木町8-15）、
FAX、☐で提出
- ・何でも投書箱へ投函

☎FM推進課 ☎26-1131

FAX 22-2534

☐fm@city.chichibu.lg.jp



12月4日～10日は「人権週間」

この期間を「人権尊重社会をめざす県民運動強調週間」として、県と市町村が協力しながら集中的に啓発事業を実施します。

また、市では人権啓発用のビデオやDVDを無料貸出していますので、お気軽にご利用ください。

人権擁護委員のご紹介

豊田 のぞみ 氏（太田）は、秩父市議会6月定例会で議会の同意を得て、人権擁護委員として法務大臣に推薦、令和7年10月1日付で委嘱されました。

☎総務課 ☎22-2251



市立病院からのお知らせ 市立病院の医療費の窓口払いが便利 になります

市立病院で、医療費の窓口払いに、電子マネー決済とQRコード決済が利用できるようになりました。

利用できるキャッシュレス決済

- ・クレジットカード決済
- ・電子マネー決済
- ・QRコード決済

※詳しくは窓口にお問い合わせください。

☎市立病院医事課

☎23-0611



介護に関する相談は 在宅介護支援センターをご利用ください

在宅介護支援センターでは、市の委託を受け、65歳以上の要介護高齢者等またはその家族等に対して、日常生活での困りごとや介護保険の利用など、介護に関する相談を専門職員が無料で受け付けています。

地区をご確認の上、お気軽にご相談ください。



在宅介護支援センター事業所一覧

地 区	セ ン タ ー 名	問い合わせ
秩父第一中学校区	在宅介護支援センターなかむら 〒368-0051 中村町3-6-24	☎27-0251 FAX 23-7483
秩父第二中学校区	生協花の木ホーム在宅介護支援センター 〒368-0035 上町1-12-11	☎25-2000 FAX 25-0888
尾田蒔中学校区	エスポワール秩父在宅介護支援センター 〒368-0056 寺尾2744	☎24-5870 FAX 24-6100
高 篠 中 学 校 区	秩父市社会福祉事業団在宅介護支援センター 〒368-0062 蒔田1977	☎22-6777 FAX 22-5321
影 森 中 学 校 区	和らぎ在宅介護支援センター 〒369-1872 上影森503-10	☎21-7134 FAX 21-7135
大 田 中 学 校 区 吉 田 中 学 校 区	白砂恵慈園在宅介護支援センター 〒369-1501 吉田久長186-1	☎77-0099 FAX 72-6018
荒川中学校区	荒川地区 たんぽぽ在宅介護支援センター 〒369-1871 下影森888-5	☎25-1501 FAX 25-0615
	大滝地区 ひだまり在宅介護支援センター 〒369-1505 上吉田3352-1	☎78-0016 FAX 78-0533

☎高齢者介護課 ☎25-5205

ご存じですか?埼玉県思いやり駐車場制度

埼玉県思いやり駐車場制度とは

障がいのある方や要介護状態の方、妊産婦の方など、歩行が困難と認められる方に「利用証」を交付し、公共施設や商業施設などに設置されている「車椅子使用者用駐車区画」および「優先駐車区画」の適正利用を推進する制度です。

利用証の種類と対象者

種類（色）	対象者	申請に必要な書類等	問い合わせ窓口
車椅子使用者用（青）	車椅子使用者	身体障害者手帳、介護保険被保険者証、または、医師の診断書等および身分証明書	障がい者福祉課 ☎27-7331 FAX 27-7336
その他障害者、高齢者等用（緑）	身体障害者 ^(*) 知的障害者 ^(*) 精神障害者 ^(*) 難病患者	身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳 特定疾病医療受給者証等	
	高齢者等 （要介護度1以上）	介護保険被保険者証	高齢者介護課 ☎25-5205 FAX 27-7336
妊産婦、けが人等用（オレンジ）	妊産婦（妊娠7か月から出産後1年まで） ※多胎妊産婦（双子などの妊産婦）は出産後3年まで	母子健康手帳	保健センター ☎22-0648 FAX 22-5338
	けが人等	医師の診断書等および身分証明書	障がい者福祉課

(*)：障害区分、等級により対象者が異なりますので、詳細はお問い合わせください。

交付申請の方法

上記問い合わせ窓口のほか、埼玉県福祉政策課で電子申請、郵送申請を受け付けます。



埼玉県HP